

された。そうした情勢のもと、国労は六月にスト権奪還へ向けて初の「全国権利集会」を開いた。

だが、政府・自民党、とくに財界の巻き返しも強かった。六月に予定されていた閣僚協専門懇による国鉄、電電、専売総裁からの意見聴取が突然延期された。これら三公社当局は、非公式に「条件付きスト権付与」の考え方をすでに表明していた。七五年一月六日に行われた意見聴取では、「スト権は高度の政治的判断に属する事項である」（国鉄）として、不明確で後退的な姿勢が目立った。抗議の意味で、岩井章委員は、一月一四日、専門懇委員を辞任した。

公労協は二月下旬、スト権回復のための無期限統一ストをすでに計画していた。ところが、一月二〇日、国鉄当局、電電、専売の両公社総裁は、「条件付きスト権付与がより現実的である」と旨、公式に意見表明した。この事態の変化を受けて、二〇日の国労臨時中央委員会は、当面の闘争計画を一部修正し、閣僚協専門懇の審議状況を踏まえて、スト権奪還闘争のヤマ場を一月下旬と想定し、国会での審議追及に合わせて七十二時間スト、閣僚協が不誠意な態度を示した時は、一日間以上のストで闘う方針を決めた。この頃には、各界の意見表明も一層活発化した。総じて「条件付きスト権付与」論が多かった。

スト権スト

閣僚協専門懇の答申は、当初一月一日頃と予定されていたが、政府の引き延ばしにより二六日となった。しかし、その内容は、経営形態論をからめて、現状ではスト権は認められないとして、一部民営化によるスト権付与という「分難論」が確定的なところとなった。二〇日の公労協の意思統一に基づき、国労は一月二二日、スト指令を発した。公労協諸組合、地公労各組合も同様であった。スト期限は、一月二六日から二月五日までの一〇日間であった。一月二二日の公労協全書記者と閣僚協メンバーによる会見でも、政府は「二五日までの回答はとも無無理だ、ストの中止を意見繰り返すのみであった。政府との折衝は前進せず、二六日、公労協と地公労各組合はストに突入した。

一月二六日、閣僚協専門懇の「意見書」が出された。二万五〇〇〇字におよぶ長文であるが、要するに、公社および当局側には当事者能力がないから、これに対応する組合の争議権を認めるとは経営形態の検討が必要であるとし、民営化や分割論を提起したりし、当面する争議権問題を公社などの経営形態の在り方とからめて論じていた点に特徴があった。別にいえば、現状のままでは争議権は認めない旨に尽きたし、条件付きスト権付与論も姿を消し、むしろ違法な争議行為をおおる一部組合幹部の指導責任に言及するなど、きわめて後退した内容の「意見書」であった。これに対し、公労協は同日、「きわめて反動的・非現実的な意見書」であるとの抗議声明を発表し、「政府はこのような結論で事態を取扱されるはずがないことを直視し、三木首相はただちにスト権回

復の決断をすべきである」と要求した。

ストライキは続行された。ところが、一月二一日、政府は、専門懇意見書の尊重、経営の在り方や当事者能力の強化など、これまでの「五項目の了解事項」以来の経緯を全く無視した内容の「声明」を発表した。組合側は、一斉に抗議声明を発表した。だが事態は、これ以上の前進はもはや期待できないことも明らかとなった。スト権ストが八日目に入った二月三日、公労協は自らの判断で自主的にこのストの収拾を決めた。こうして、八日間、一九三三時間にわたる歴史的なストは自主的に収拾された。

公労協は、一月二六日、「スト権奪還中間総括」を提案した。そのうえで、七六（昭和五一年）年一月二〇日、共闘委員会で、「スト権奪還闘争の総括」を行った。国労は、一月一〇日、第一一五回臨時中央委員会で、公労協の「スト権奪還中間総括」を前提としつつ、産業別統一闘争と地域共闘を強化し、世論の結集と政治的統一戦線の形成に努力しつつ、七六年春闘を最大のヤマ場としてスト権奪還をめざすことを意思統一した。さらに、七六年二月の第三七回臨時大会で、「公労協の「総括」を基本的に承認しつつ、国労の立場から若干の補強をつけ加えて国労の総括とした。その内容は、同年七月の第三八回定期大会（札幌市）で、「国鉄労働組合の総括」として決定されたが、基調は先の第一一五回臨時中央委員会の「中間総括」を骨子としていた。

二〇二億円損害賠償訴訟の提起

一九七六（昭和五一年）年二月一四日、国鉄は、政府・自民党の強い圧力を受けて、東京地裁に、国労と動労に対する二〇二億円損害賠償請求の訴訟を行った。国労と動労は、ただちに抗議声明を発表するとともに、順法闘争を実施した。

この損害賠償請求は、きわめて時代遅れのものであり、欧米ではすでに一九世紀半ばには、ストなどの刑事免責が当たり前となり、二〇世紀初めには、ストに対する使用者からの損害賠償請求についても、結り強い闘争をつらうじ、民事免責を勝ち取っていた。この損害賠償請求は、権利の回復を求め労働者の要求には答えず、反対に財政的側面からの組合つぶしも意図した不当なものであった。しかも司法の反動化は、下級審にまで及んでおり、この裁判の展開に帰するは、ほとんど樂觀を許さなかった。だが、七〇年代の経過については、第2部を参照。

第八節 国鉄の民主化・政策要求闘争

一 春闘の低迷と「管理春闘」の強まりに抗して

スト権ストを経た国労の七〇年代後半の闘いは、多くの困難と諸課題が存在した。第一に、七五年のスト権ストのあと、これを七六年春闘へ向けて継続することが課題となった。第二に、同時に、国鉄再建問題が、スト権と不可分な形で課題として存在した。当局の国鉄再建はつねに、相次ぐ「合理化」を伴い、「国民のための国鉄」とますます離れる方向で進められていた。これに対して、「民主的規制」Ⅱ「民主化・政策闘争」を対置して闘うことが必要であった。第三に、春闘は七〇年代後半以降、低迷し、「管理春闘」化していったが、それも克服もまた重要であった。第四に、マスコミによる国鉄職員の高給・キャンペーンに対処して、労働者の自主的規律を確立することを必要としていた。

国労は、七〇年代後半の春闘に取り組むつつ、スト権の追求（含む立法構想）、労働者の自主的規律の確立、反「合理化」と国鉄再建の闘い、「国民のための国鉄」を目指す「民主化・政策闘争」を展開した。

日経連の大幅賃上げの行方研究委員会と「管理春闘」の強まり

七四（昭和四九）年春闘が、春闘史上、空前の高揚を見せ、国民春闘の様相を示したあと、経営側は春闘Ⅱ労働運動の高揚と政治的統一戦線の結合を恐れ、本格的な春闘対策に乗り出した。日経連は、「大幅賃上げの行方研究委員会」を設置し、一月、「報告書」を出した。インフレと不況の共存のもとで、大幅賃上げを認めれば、インフレ、物価上昇を招き、日本経済の将来は危なくなる。これは、JCC（金属労協）の有力組合である鉄鋼労働委員長が、賃上げ自粛論を打ち出すなど、労働運動内部からも呼応する動きが出た。七五年春闘は、労働省調べで二三・一％アップに終わり、日経連ライドラインのなかに収まった。

七六年春闘の場合は、日経連はゼロを含む一ケタのガイドゾーンを提起し、結果は労働者調べで八・八％に収まった。この春闘でも、JCCなど金属大産産と民間大企業が相場形成に有力な役割を果たした。七七年以降も同様である。つまり、春闘相場は、有力民間大企業労使の主導で相場が確定するという「管理春闘」的性格が強まった。それは同時に、国民春闘の形骸化を意味した。七六年春闘に前後してロッキード事件が起り、政界と財界の癒着や政府・自民党の根深い腐敗を如実に示した。景気は回復基調に入ったと言われながらも、前年以上に厳しい状況にあった。組合の賃上げ要求水準も、前年に比べ、大幅に下回った。国労は、三万九一八六円の賃上げ要求を決め、三月一〇日の中執、全国戦

て政治色の強い問題として浮かび上がっているという情勢、国会が七〇年代後半、与野党伯仲の場面をむかえており、国鉄の再建策をめぐって各野党の政策提起が相次ぎ、重要な点での政策一致の可能性も見通せるとの情勢の発展もあった。

方針討議では、民主的規制について、貨物「合理化」との闘いと関連させた多くの意見表明があった。同時に、本部が提起した「労働者の自主的規律」をめぐっても論議が集まった。その結果「働く、要求する、たたかう」という三要素を結合していく作風を職場で確立していくことが、国労の課題として確認された。これは、当時、異常とも思えるマスコミの「国鉄職員タルミ論」の立場からするキャンペーンに対して批判的に対処するためでもあったが、同時にそうしたキャンペーンが生じていた事態の一面を誇張しているにせよ、全面的に否定しることができないという事実への自省の念も込められていた。

他方、民主的規制を含む新しい方針案は、最終的には原案どおり可決・決定された。大会後、民主的規制について、中執の「統一見解」をまとめ、七八年には、『国鉄新聞』二月二二日付で、「民主的規制」問題討議資料」を特集した。

七八年七月の第四〇回定期大会（高知市）では、「民主的規制」を「国民の国鉄」を指す民主化・政策要求闘争」という表現で定式化した。この点、書記長は、「民主的規制」の用語が労使協調と誤解されたので民主化・政策要求闘争と改める。しかし路線の内容は変わらない」と述べた。七九年七月の第四一回定期大会（鹿児島市）では、それまでの「国民の国鉄」を指す民主化・政策要求闘争の成果と問題点を整理し、これからの闘いの目標とその組織化につき、①国民の生活要求にもとづく国鉄づくり、②国鉄経営の民主化に分けて、具体的に方針を決めた。

だが、八〇年代をむかえる国労の前途は、当面する政府、当局の国鉄対策を見る場合、きわめて多難であった。国鉄は、七九年度に八二一八億円の欠損を出し、繰り越し欠損金は、七六年度の棚上げ二兆五四〇四億円と資本積立金整理五六〇四億円を差し引いても三兆五一六七億円となり、長期債務残高は一〇兆円を超えていた。